

森フェス実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、「森フェス実行委員会」（以下「実行委員会」と称す。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、次代につなぐ森林づくりの機運を高めるために開催する「森フェス」（以下、「大会」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の事業実施計画に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他 前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(構成及び委員等の職務)

第4条 実行委員会の委員は、別表1掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 実行委員会に、委員長、副委員長2名及び監事2名以内を置く。
- 3 委員長には大分県農林水産部審議監(林政担当)、副委員長には大分県農林水産部森との共生推進室長及び公益財団法人森林ネットおおいた理事長、監事には開催地県振興局農山(漁)村振興部長をもって充てる。
- 4 委員長は、この実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代行する。
- 6 監事は、会計及びその他の事務を監査する。

(会議)

第5条 実行委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 大会の事業実施計画に関すること。
 - (2) 大会の予算及び決算に関すること。
 - (3) その他 大会に関する重要な事項

(専決処分)

第6条 委員長は、緊急その他の理由で会議を招集できない場合は、その議決すべき事項について、それを専決処分することができる。

- 2 委員長は、軽易な事項について、専決処分することができる。

(班長会)

第7条 事業実施計画に基づく事業運営を円滑に推進するため、実行委員会に班長会を置く。

2 班長会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、各班毎の業務の推進と業務間の連携を行う。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、大分県農林水産部森との共生推進室内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

第9条 実行委員会の事業に必要な経費は県負担金、協賛金、寄付金及び助成金並びにその他収入をもって充てる。

2 毎年度の決算のときに有する残余財産は、大分県に帰属するものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規約は、平成20年3月4日から施行する。

一部改正 平成23年7月4日(名称の変更)

一部改正 令和2年4月1日(事務局の変更)

一部改正 令和3年6月1日(別表、班長の変更)

一部改正 令和4年4月1日(事務局の変更)

一部改正 令和5年4月14日(名称、委員の変更)

一部改正 令和6年6月28日(経費の変更)